

第70回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時



場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 錦

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件



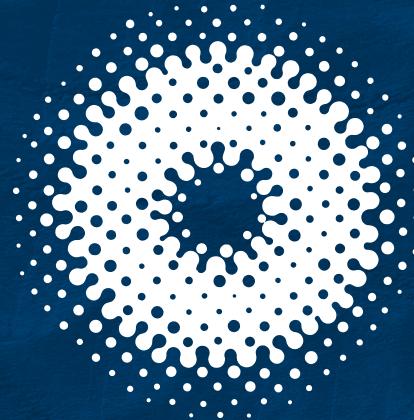
議決権行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分まで



株式会社ビー・エム・エル

証券コード：4694



BML

お土産廃止のお知らせ

株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第70回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

代表取締役社長 近藤 健介

BMLグループは創業以来、「豊かな健康文化を創造します。」という企業理念のもと、臨床検査事業、医療情報システム事業および食品衛生事業等を通じて、医療の発展と人々の健康づくりに貢献してまいりました。

アメリカの政策動向等、社会経済環境が複雑に変化し不確実性がますます高まっている中で、BMLグループは2024年度から2028年度にかけて第9次中期経営計画（以下、中計）に取り組んでおります。

中計では、「さらなる品質」、「ソリューション」および「相互の発展」をキーコンセプトとして、品質・サービスの向上と検査基盤の再構築に取り組み、医療機関の後方支援として国民の健康を支える企業をめざしています。

さらに、中計のスローガンは「Expanding with Passion 2028」です。このことからわかるように、全役職員が中計の実現に向け情熱をもち総力を挙げて推進しています。

BMLグループは、患者様や全国の医療機関にとって価値ある企業であり続けるために、グループビジョンである「医療界に信頼され選ばれる企業をめざす」ことを最優先に活動し、これからも新たな技術の開発や様々な課題の解決に取り組んでまいります。

株主の皆様には、一層のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

豊かな健康文化を創造します。

私たちは、医学検査技術を基盤に磨き上げた、
高度な技術・システム・サービスネットワークを活かして、
医療の発展と、人々の健康づくりに貢献し、豊かで文化的な社会を創造します。

目次

■ 第70回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	7
■ 事業報告	30
■ 連結計算書類	57
■ 計算書類	59
■ 監査報告書	61
■ トピックス	67

ご送付している内容は、法令及び当社定款第16条に基づき当社ウェブサイトに掲載した招集ご通知全文から一部を除いた内容になります。

証券コード 4694
2025年6月6日
2025年6月5日

(電子提供措置の開始日)

株主各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号
株式会社ビー・エム・エル
代表取締役社長 近藤 健介

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.bml.co.jp/ir/release/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名(会社名)」に「ビー・エム・エル」又は「コード」に当社証券コード「4694」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日(木)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日(金曜日) 午前10時
2 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館4階 錦

3 目的事項	報告事項	(1) 第70期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	(2) 第70期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 計算書類報告の件 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以上

- 当日のご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 郵送又はインターネット等の電磁的方法により議決権をご行使いただくことができます。5頁、6頁の「議決権行使のご案内」に従って2025年6月26日（木）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、本招集ご通知には、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・「業務の適正を確保するための体制」
 - ・「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ・「連結株主資本等変動計算書」
 - ・「連結注記表」
 - ・「株主資本等変動計算書」
 - ・「個別注記表」

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

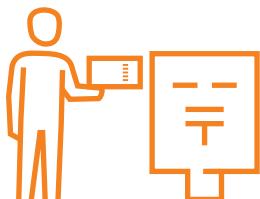
株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第70回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

開催日時 2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



QRコードを読み取る方法「スマート行使」もしくは議決権行使コード・パスワードを入力する方法によって、行使期限までに各議案の賛否をご入力ください。
詳細は次頁をご覧ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

❗ ご注意事項

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- スマート行使による議決権行使は1回のみ可能です。一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。（QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。）
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 | 9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付

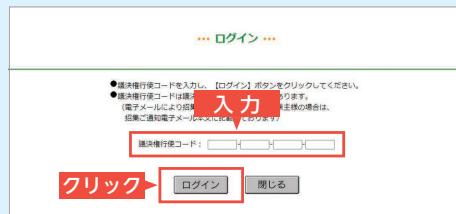
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



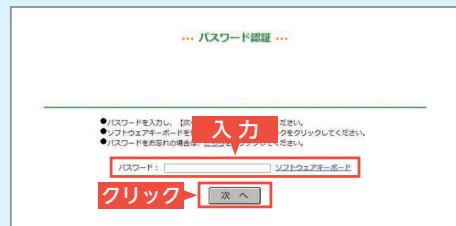
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における重要課題の一つとして認識しており、安定配当の維持・継続を基本方針としつつ、連結業績に応じた配当水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、そのような基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 70.0円

総額 2,730,462,630円

なお、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金50.0円を含め、1株につき120.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

ご参考 1株当たり年間配当額の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>第5条～第16条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人</p> <p>第5条～第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（議決権の代理行使） 株主または、その法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、株主総会において、その議決権を行使することができる。代理権を証明する書面は、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第17条（議決権の代理行使） 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、株主総会において、その議決権を行使することができる。代理権を証明する書面は、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第19条（員数） 当会社の取締役は、16名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第19条（員数） 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、16名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第20条（任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p>第21条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>
<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名を定めることができる。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から会長1名、社長1名を定めることができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第23条（招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条（招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第27条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（<u>取締役であったもの</u>を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第28条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（<u>取締役であった者</u>を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	
<p>第28条（員数） <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>第29条（任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条（選任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第31条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条（招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（監査役会規程）</u> <u>監査役会は、法令または本定款の定める事項のほか、監査役会において定める『監査役会規程』による。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条（監査役の責任免除）</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第30条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。</u></p> <p>第31条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会は、法令または本定款の定める事項のほか、監査等委員会において定める『監査等委員会規程』による。</u></p> <p>第6章 計 算 第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>(附則) <u>当社は、第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は15頁から19頁のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 近藤健介	代表取締役社長	100% 16回/16回
2	再任 荒井信貴	代表取締役副社長BML検査本部担当 兼管理本部担当兼先端技術開発本部担当 兼BML総合研究所長兼海外事業室長	100% 16回/16回
3	再任 武部憲尚	代表取締役専務執行役員企画本部長 兼営業本部担当	100% 16回/16回
4	再任 大澤英明	取締役執行役員営業本部長兼提案営業部長 兼医薬治験営業部長	100% 16回/16回
5	再任 柴田健治	取締役執行役員BML検査本部長兼総研第四検査部長	100% 16回/16回
6	再任 山下祐二	取締役執行役員システム本部長	100% 16回/16回
7	再任 新井龍晴	取締役	94% 15回/16回
8	再任 大澤茂	取締役	94% 15回/16回
9	新任 松沢玲子		—

候補者
番号

1

こんどう けんすけ
近藤 健介

(1966年9月18日生)

所有する当社株式の数

3,532,796株

再任



略歴、当社における地位および担当

1994年5月 医師免許取得
1994年6月 当社取締役
2004年6月 当社執行役員医療学術担当

2006年6月 当社取締役執行役員医療学術担当
2014年1月 当社代表取締役社長
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長、株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長、株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長、株式会社ジャパンクリニカルサービス代表取締役会長、株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長、株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長、有限会社エステート興業代表取締役社長

選任理由

近藤健介氏は医師としての経験から、医療業界全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。2014年1月に代表取締役就任以来、当社グループの経営の指揮を執り、その卓越したリーダーシップにより十分な実績を有していることから今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

あらい のぶ き
荒井 信貴

(1960年3月30日生)

所有する当社株式の数

75,576株

再任



略歴、当社における地位および担当

1989年5月 医師免許取得
2005年6月 当社社外監査役
2009年6月 当社取締役
2009年12月 当社取締役常務執行役員BML総合研究所長
2015年6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部担当兼BML総合研究所長
2017年6月 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長

2020年6月 当社代表取締役副社長管理本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2022年6月 当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼管理本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2024年5月 当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼管理本部担当兼先端技術開発本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
現在に至る

選任理由

荒井信貴氏は医師としての経験から、医療業界全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。2009年6月に当社取締役就任以来、検査部門、営業部門、企画部門、品質部門を歴任し、2017年6月に代表取締役就任以降も海外部門、管理部門など当社業務全般に携わっております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 **3** たけべ のりひさ **武部 憲尚** (1962年4月28日生) 所有する当社株式の数 9,682株 **再任**



略歴、当社における地位および担当

- | | | | |
|---------|---|---------|--|
| 2015年4月 | 当社入社、販売管理部長兼経理部長 | 2022年6月 | 当社取締役専務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長兼関連事業部長 |
| 2016年4月 | 当社執行役員経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 | 2023年6月 | 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼グループ企画部長 |
| 2016年6月 | 当社取締役執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 | 2024年5月 | 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼営業本部担当
現在に至る |
| 2021年6月 | 当社取締役常務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長 | | |

選任理由

武部憲尚氏は金融業務の知識と経験を有し、当社入社以来、経理部門、経営企画部門、グループ会社管理部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4** おおさわ ひであき **大澤 英明** (1964年2月13日生) 所有する当社株式の数 6,817株 **再任**



略歴、当社における地位および担当

- | | | | |
|---------|----------------------------|---------|--|
| 1986年9月 | 当社入社 | 2021年4月 | 当社取締役執行役員営業統括本部長兼営業推進本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長 |
| 2008年7月 | 当社近畿営業部長 | 2023年6月 | 当社取締役執行役員営業本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長
現在に至る |
| 2010年6月 | 株式会社ジャパンクリニカルサービス代表取締役 | | |
| 2016年4月 | 当社執行役員営業統括本部副本部長兼東京支社長 | | |
| 2019年6月 | 当社取締役執行役員営業統括本部副本部長兼提案企画部長 | | |

選任理由

大澤英明氏は当社入社以来、営業部門を中心に携わり、また集配関連子会社の代表取締役を務めるなど、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5** **しばた けんじ** 柴田 健治 (1959年12月20日生) 所有する当社株式の数 7,727株 **再任**



■ 略歴、当社における地位および担当

1984年4月	当社入社	2023年4月	当社取締役執行役員BML検査部長兼検査企画部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長
2014年4月	当社第一検査部長	2025年4月	当社取締役執行役員BML検査部長兼総研第四検査部長
2017年6月	株式会社盛岡臨床検査センター取締役		現在に至る
2018年6月	当社執行役員企画本部長		
2022年6月	当社取締役執行役員BML検査部長兼検査企画部長兼総研第一検査部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長		

■ 選任理由

柴田健治氏は当社入社以来、検査部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、戦略企画に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6** **やました ゆうじ** 山下 祐二 (1965年8月6日生) 所有する当社株式の数 4,987株 **再任**



■ 略歴、当社における地位および担当

1988年11月	当社入社
2020年4月	当社検査システム部長
2020年7月	当社執行役員システム本部副本部長兼基幹システム部長
2022年6月	当社取締役執行役員システム本部長
	現在に至る

■ 選任理由

山下祐二氏は当社入社以来、システム部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、戦略企画に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

あら い たつ はる
新井 龍晴

(1956年10月20日生)

所有する当社株式の数

554株

再任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1982年 4月	昭和電工株式会社入社	2014年 1月	同社執行役員本社石油化学品事業部長
2004年 3月	同社川崎事業所生産技術部長	2017年 1月	同社常務執行役員石油化学品事業部長
2006年 3月	同社川崎事業所所長	2018年 1月	ユニオン昭和株式会社代表取締役社長
2008年 1月	同社本社化学品事業部情報電子化学 品部長	2021年 1月	同社相談役
2010年 3月	同社本社生産技術部長	2021年 6月	当社社外取締役 現在に至る
2012年 1月	同社執行役員大分事業所大分コンビ ナート代表		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

新井龍晴氏は化学業界における長年の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、化学業界における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

8

おお さわ しげる
大澤 茂

(1957年5月13日生)

所有する当社株式の数

554株

再任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1980年 4月	株式会社協和銀行（現株式会社りそ な銀行） 入行	2010年 6月	同社代表取締役専務執行役員
2002年 4月	翼システム株式会社	2012年 4月	同社代表取締役副社長
2006年 6月	矢作建設工業株式会社常務執行役員	2021年 6月	同社顧問
2007年 6月	同社取締役専務執行役員	2022年 6月	当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大澤茂氏は金融分野と建設分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、主に建設分野における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

9

まつ ざわ れい こ
松沢 玲子

(1963年9月5日生)

所有する当社株式の数

200株

新任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1982年 4月	大阪国税局総務部 総務課入局	2020年 7月	東京国税局調査第三部 調査総括課長
2013年 7月	東京国税局 川崎南税務署 副署長	2021年 7月	国税庁長官官房 厚生管理官
2015年 7月	国税庁長官官房 国税庁監察官	2022年 7月	熊本国税局 総務部長
2017年 7月	東京国税局調査第一部 特別国税調査官	2023年 7月	沖縄国税事務所長兼税務大学校沖縄研修支所長
2018年 7月	大阪国税局 阿倍野税務署長	2024年 9月	松沢玲子税理士事務所 現在に至る
2019年 7月	東京国税局調査第四部 調査第41部門 統括国税調査官		

重要な兼職の状況

株式会社ヤマタネ社外取締役(監査等委員) (2025年6月20日就任予定)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松沢玲子氏は税理士としての専門的知識と高い見識を有しております。その実績、専門性に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、社外取締役候補者いたしました。

同氏には、主に税務分野における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監視する役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新井龍晴氏、大澤茂氏および松沢玲子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 新井龍晴氏、大澤茂氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 松沢玲子氏が原案どおり選任されますと、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社と新井龍晴氏および大澤茂氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。各氏が当社社外取締役に就任された場合は、当該契約の効力は継続いたします。
6. 松沢玲子氏が原案どおり選任されますと、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法定の定める最低限度額とする予定です。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に定められることとなります。なお、各候補者の任期中である2026年3月1日に当該保険契約を更新する予定です。
8. 各候補者の所有する当社株式の数にはBMLグループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は以下のとおりであり、監査等委員である取締役候補者に関する事項は20頁から22頁のとおりであります。

候補者 番号	1	もりした けんいち 森下 健一	(1958年8月6日生)	所有する当社株式の数	1,095株	新任
-----------	---	---------------------------	--------------	------------	--------	----



■ 略歴、当社における地位および担当

1985年3月 当社入社
2008年4月 当社人事部副部長
2014年4月 当社関連事業部長

2015年6月 株式会社オー・ピー・エル取締役管
理部長
2017年6月 当社監査役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

一般財団法人近藤記念医学財団監事

選任理由

森下健一氏は、入社以来当社の人事部門、グループ会社管理部門および臨床検査子会社の管理部門に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。当社の監査体制強化に活かせると判断し、取締役監査等委員候補者といたしました。

候補者番号 **2** でなわ まさと **出縄 正人**

(1964年2月5日生)

所有する当社株式の数

0株 **新任**

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1990年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 沖信・石原法律事務所（現スプリング法律事務所）入所	2021年2月	最高裁判所災害補償審査委員会委員（現任）
1999年1月	スプリング法律事務所パートナー	2021年6月	当社社外監査役（現任）
2007年9月	日本プライムリアルティ投資法人監督役員（現任）	2025年1月	スプリング法律事務所エグゼクティブアドバイザー（現任） 現在に至る
2015年6月	イチカワ株式会社社外監査役（現任）		

重要な兼職の状況

スプリング法律事務所エグゼクティブアドバイザー、日本プライムリアルティ投資法人監督役員、イチカワ株式会社社外監査役、最高裁判所災害補償審査委員会委員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

出縄正人氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を、当社の監査体制強化に活かせると判断し、取締役監査等委員候補者としていたしました。

候補者番号 **3** みやぎ のりこ **宮城 典子**

(1962年6月28日生)

所有する当社株式の数

0株 **新任**

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1985年4月	株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行	2016年4月	株式会社埼玉りそな銀行常勤監査役
2012年4月	同社本郷・茗荷谷エリア営業第二部長	2019年6月	同社取締役監査等委員
2013年4月	同社茗荷谷支店 支店統括部長	2021年4月	りそなビジネスサービス株式会社専務取締役
2013年10月	株式会社りそなホールディングス人材サービス部ダイバーシティ推進室長	2021年6月	山洋電気株式会社監査役
2015年4月	株式会社りそな銀行人材育成部長	2022年4月	同社常勤監査役
		2022年6月	株式会社日本政策金融公庫監査役（現任）
		2025年6月	山洋電気株式会社取締役（予定） 現在に至る

重要な兼職の状況

山洋電気株式会社取締役（2025年6月19日就任予定）、株式会社日本政策金融公庫監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される割合の概要

宮城典子氏は、金融分野と人事分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性を当社の監査体制強化に活かせると判断し、取締役監査等委員候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 出縄正人氏および宮城典子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 出縄正人氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 宮城典子氏が原案どおり選任されますと、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社と森下健一氏および出縄正人氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。両氏が監査等委員である取締役および社外取締役に就任された場合には、あらかじめ両氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。また、宮城典子氏が原案どおり選任されますと、同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、各候補者の任期途中である2026年3月1日に当該保険契約を更新する予定です。
7. 各候補者の所有する当社株式の数にはBMLグループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

の 野原	しゅん 俊介	(1979年11月11日生)	所有する当社株式の数	0株	社外 独立
----------------	------------------	----------------	------------	----	----------

略歴、当社における地位および担当

2006年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
光和総合法律事務所入所

2015年8月 Kelvin Chia Partnership入所

2016年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録

2016年10月 光和総合法律事務所シニアパートナー（現任）

2022年8月 Cocolive株式会社社外監査役（現任）

2023年10月 株式会社Olive Union 社外監査役（現任）
現在に至る

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野原俊介氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と企業顧問弁護士としての豊富な経験を、当社の監査体制強化に活かせると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しておりません。
3. 野原俊介氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。候補者が当社監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 野原俊介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】 役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）
取締役のスキルマトリックス(議案が承認された場合)

氏名	当社における地位	取締役候補者に特に期待する分野							
		経営経験	医療経験	検査・工学	情報技術	戦略企画	財務・会計	人事・労務	リスク・法務
近藤 健介	代表取締役社長	○	○	○		○			○
荒井 信貴	代表取締役副社長	○	○	○		○		○	
武部 憲尚	代表取締役専務執行役員	○				○	○		○
柴田 健治	取締役常務執行役員			○		○			
大澤 英明	取締役執行役員					○			
山下 祐二	取締役執行役員			○	○	○			
新井 龍晴	社外取締役	○		○					
大澤 茂	社外取締役	○		○		○	○		
松沢 玲子	社外取締役						○	○	
森下 健一	取締役(監査等委員)						○	○	○
出縄 正人	社外取締役(監査等委員)							○	○
宮城 典子	社外取締役(監査等委員)						○	○	

上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2000年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止し、新たに監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額につきましては、コーポレート・ガバナンス強化を目的として固定報酬と役員賞与の割合を見直すとともに経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告50頁から52頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

なお、本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

また、2006年6月29日開催の第51回定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年30百万円以内とご承認いただいておりますが、これを廃止することといたします。なお、2017年度以降ストックオプションの付与は行っておりません。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告50頁から52頁に記載のとおりであり、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案の内容は、当該方針に基づいて株式報酬を支給するものであり、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって緩やかな回復傾向が続きました。しかしながらロシア・ウクライナ、中東情勢等の地政学的リスクやアメリカの政策動向に起因した不安定な国際情勢があり、原材料価格やエネルギーコストの高止まりが懸念される等、引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経済環境のもと受託臨床検査業界におきましては、2年毎に実施されている診療報酬改定の年度にあたり、診療報酬（検体検査）の引き下げに加えて、人件費をはじめ各種コストの上昇や業者間競争が続いていることから事業環境は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中で、当連結会計年度の業績は、売上高143,191百万円（前期比3.8%増）、営業利益9,364百万円（前期比2.1%増）、経常利益9,970百万円（前期比3.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6,263百万円（前期比3.8%増）となりました。売上高につきましては、新型コロナウイルス関連検査の受託数は減少しましたが、新型コロナウイルス関連検査以外の受託数が堅調に推移したことにより増収となりました。また、利益につきましては、新棟の稼働(2025年1月)に伴い引越し費用や減価償却費が増加したものの、増収に加えて収益性向上に関する各種取り組みの効果もあり増益となりました。

売上高

143,191百万円
(前期比3.8%増)

営業利益

9,364百万円
(前期比2.1%増)

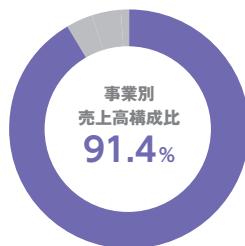
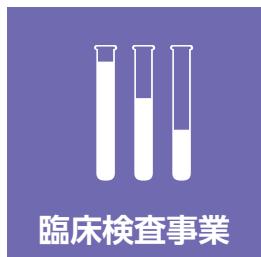
経常利益

9,970百万円
(前期比3.8%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

6,263百万円
(前期比3.8%増)

以下に事業別の概況をご報告いたします。



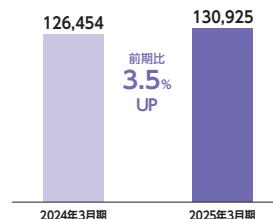
事業内容

- **臨床検査** ルーチンから特殊検査まで4,000項目を超える検査を実施しています。
- **治験検査**

業績 連結 売上高

130,925百万円

臨床検査事業につきましては、新規獲得の強化を図るとともに、既存ユーザーに対する新規検査項目・重点検査項目拡販等の深耕営業や販売価格の適正化に取り組み業績の拡大を図りました。この結果、臨床検査事業の売上高は前期比3.5%の増収となりました。



【研究開発活動】

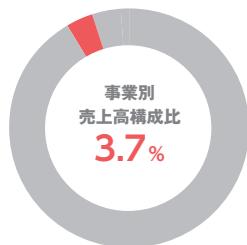
当期の主要な研究開発成果として、遺伝学的検査の分野では、先天性難聴の新たな検査拡充として保険適用が可能な症候群性難聴の8疾患について2024年9月より受託を開始しました。

また、診療報酬改定により、症状の類似した複数の指定難病に対する遺伝学的検査を特別な保険点数で一度に実施できるようになりましたので、当社では成長障害・知的障害・特徴的な顔貌群や筋力低下群など6種類の疾患群について2024年秋より医療機関を限定して順次受託の案内を始めています。

悪性腫瘍の分野では、MYD88遺伝子のL265P変異およびCD79B遺伝子のY196変異を検出する検査を2024年9月より開始しました。MYD88遺伝子はワルデンシュトレームマクログロブリン血症(WM)の診断確定に、また、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫(DLBCL)においてもMYD88やCD79B遺伝子の変異確認は病型分類や予後予測に有用です。

さらに、骨髄増殖性腫瘍(MPN)の診断補助検査である既存の「MPN遺伝子変異解析」に、新たにCALR遺伝子の6変異とJAK2遺伝子エクソン12の8変異を加えて検出率を向上させたVer.2項目を2024年10月より開始しました。

感染症の分野では、2024年6月より、STDマルチPCR/定性検査の受託を開始しました。本検査は、非クラミジア性非淋菌性の性感染症(STD)の原因となるマイコプラズマ4種類、および性器ヘルペスウイルス感染症の原因ウイルスであるHSV-1とHSV-2の計6種類の病原体を同時に検出します。



食品衛生事業につきましては、食品コンサルティングで店舗点検の受注が増加したことや、腸内細菌検査・微生物検査等の受託数が堅調に推移したことで、売上高は前期比5.5%の増収となりました。

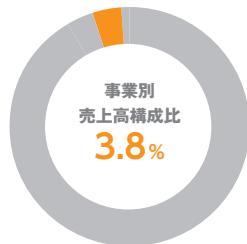
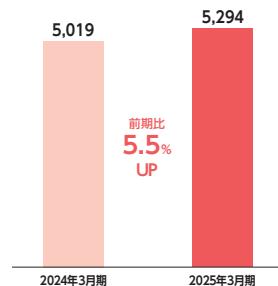
事業内容

- **食品コンサルティング** 食環境の総合的な衛生管理、消費者の健康と食の安全を支援しています。
- **食品、環境検査**
- **腸内細菌検査**

業績

**連結
売上高**

5,294百万円



医療情報システム事業につきましては、リプレイス需要に確実に対応できたことにより、前期比12.4%の増収となりました。

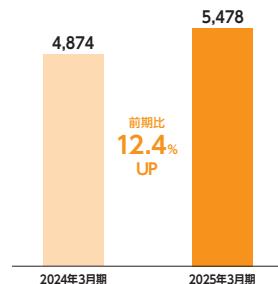
事業内容

- **電子カルテシステム** 診療所版電子カルテシステム「Qualis Cloud」、[Qualis] 及び「Medical Station」の販売・保守を行っています。
- 開発・販売
- 保守サービス

業績

**連結
売上高**

5,478百万円





その他事業につきましては、治験実施医療機関支援（SMO）業務で大型案件への対応が終了したことに加えて、調剤薬局事業で診療報酬（薬価）引き下げの影響で売上高が減少しました。これらにより、前期比7.6%の減収となりました。

事業内容

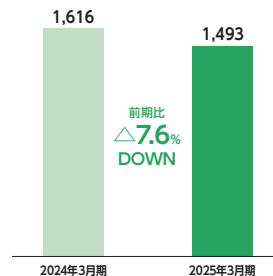
- 調剤薬局
- SMO

※ SMO：特定の医療機関（治験実施施設）と契約し、その施設に限定して治験業務を支援する機関。

調剤薬局事業と高精度検査で医薬品開発をサポートしています。

業績 連結 売上高

1,493百万円



区分		売上金額(百万円)	前期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	54,977	4.1
	血液学的検査	11,638	5.2
	免疫学的検査	28,397	6.5
	微生物学的検査	7,253	5.2
	病理学的検査	10,143	6.6
	その他検査	18,515	△5.1
	(臨床検査事業計)	130,925	3.5
	食品衛生事業	5,294	5.5
	検査事業小計	136,219	3.6
	医療情報システム事業	5,478	12.4
	その他事業	1,493	△7.6
	合 計	143,191	3.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリースを含めて18,648百万円であります。このうち主なものは、BML総合研究所新棟の建設工事費、病理学的ラボ・食品衛生ラボ建設に係る建物及び土地、自動分析装置等の検査機器であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資のための所要資金は、自己資金等によっております。

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

2024年度から第9次中期経営計画（2024～2028年度）がスタートしました。この第9次中期経営計画では、グループビジョンの実現に向けて「さらなる品質」、「ソリューション」および「相互の発展」の追求をキーコンセプトとし、「10年先を見据えた事業拡大を確固たるものにする」ことを目標に、事業の成長を維持しつつ集中投資による事業基盤の大幅な拡充も同時並行で進めてまいります。

具体的には、「次世代ラボ構築」を核として「売上・シェア拡大」「収益性向上」「事業ポートフォリオ最適化」「サービスレベル強化」「標準化推進」「高機能検査開発」の6つの基本戦略フレームワークに基づき計画を推進します。

「次世代ラボ構築」においては、2024年5月にBMLフード・サイエンス新検査棟、2025年1月にBML総合研究所新棟とピーシーエルジャパン新東京ラボが稼働しました。これにより今後10年先まで持続可能な検査能力の拡大を実現します。

「売上・シェア拡大」においては、営業リソースをマーケットに応じ適正に配備するとともに本部ソリューション機能を強化し、お客様の課題解決に取り組むことで取引の拡大を推進します。また、新たな検査項目・機能を拡充することでお客様のニーズに対応する体制を整備します。

「収益性向上」においては、当社の品質・サービスレベルの認知度を上げ、その価値に応じた価格設定を行い収益の改善を進めます。また、検体の集荷と結果報告・請求業務のプロセスを抜本的に見直すことで、業務コストの削減を推進します。さらに、次世代ラボの完成に伴い検査工程の効率化を進め、検査コストについても削減します。

「事業ポートフォリオ最適化」においては、臨床検査事業・食品衛生事業・医療情報システム事業のそれぞれの売上拡大を図りつつ、特に臨床検査事業についてコスト削減を進め大幅な収益改善を行うことで、バランスのよいポートフォリオ別収益の向上を目指します。

「サービスレベル強化」においては、結果報告にスピードが求められる細菌検査・病理細胞診検査の地方分散を進めサービス向上を図ります。また、検査・電子カルテの各コールセンター機能を増強しお客様の相談や要望への対応レベルを向上させます。さらに、電子カルテを利用されるお客様への保守・メンテナンス対応を行う人員を増員し、サポート体制を強化します。

「標準化推進」においては、全国の自社ラボを規模別に分類し、ラボの規模に合わせた標準機器の選定・配備を進めるとともに統一された標準作業手順書を整備します。これにより検査業務の標準化を進め品質の向上を図ります。

「高機能検査開発」においては、先進的ゲノム解析デバイスの導入やバイオ企業・大学および研究機関との連携を強化することで、各種ゲノム検査等の高機能検査開発を進めます。

また、当社では第8次中期経営計画から「顧客体験価値の向上」×「業務効率化」をDXとして定義づけてDXソリューションに取り組んでいます。すでにDigital Reporting System(DRS)、電子カルテ等で診療をサポートする機能を提供していますが、今後も顧客の業務効率向上に資する機能の強化を図るとともに、新たなIT製品ラインアップも充実させてまいります。このため10年間にわたり約100億円のDX推進投資を計画しています。また、デジタル人財育成においては従業員の各種資格取得を進めていますが、今後資格取得支援を充実させるとともに高度DX人財を採用・育成してまいります。

さらに、第9次中期経営計画ではESGへの取り組みを強化してまいります。

「E:環境」においては、気候変動への対応を優先度の高い課題として認識し、IEA(国際エネルギー機関)が公表している気候変動シナリオを参照のうえ、2050年時点における気候変動の影響を分析しています。なお、地球温暖化の急速な進行に対して抜本的なシステム移行を含めた厳しい対策が必要であるとの認識に基づき、1.5~2℃/4℃シナリオを選択しています。これに基づきCO2排出削減をはじめ環境に関するKPIを設定し、その計画に基づいて活動を進めてまいります。

「S:社会」においては、人財開発・活用のため研修体制の充実を図るとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進として、女性職員のキャリア形成を目的とした各種施策を実施してまいります。さらに、従業員とその家族の健康保持・増進を目的とした健康で働きやすい職場環境の構築にも取り組んでまいります。これらにつきましても、それぞれの項目にKPIを設定し、その計画に基づいて活動を進めてまいります。

「G:ガバナンス」においては、コーポレートガバナンス・コードや議決権行使助言方針を念頭に、取締役のダイバーシティ、監督・執行体制強化や内部統制レベルの強化を進めます。その一環として、当社は「監査等委員会設置会社」に移行する計画です。これにより取締役の監督機能を強化し、監視体制を確立することで一層のコーポレートガバナンスの充実を図ります。また、投資家説明会やIR活動をより積極的に行い投資家とのコミュニケーションを強化し相互理解を深めてまいります。

資本コストや株価を意識した経営の推進については、自社の資本コストと事業別の収益性を正しく認識しROEの改善を進めてまいります。具体的には、手元資金を次世代ラボ構築やDX等の成長投資に振り向け、その成果として収益向上を確実なものとしします。一方、株主還元については従来の安定配当を継続しつつ還元性向をより充実させることで、投資と還元の適正化に取り組めます。これにより、資本コストを大きく上回るROE8.0%以上を達成します。

【ご参考】 BMLグループのサステナビリティ

サステナビリティ推進体制

私たちBMLグループは、企業理念に掲げる「豊かな健康文化を創造します。」のもと、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

近年世界が様々な環境・社会問題に直面する中、持続可能な地球および社会の実現のため、企業は地球温暖化をはじめとする種々の環境問題、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンや人権などの社会問題への対応、そしてコーポレートガバナンスの強化が求められています。

当社はこれら課題に向き合い解決するための機関として、代表取締役副社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置しています。

本委員会は、BMLグループ全体のサステナビリティの推進を目的としており、サステナビリティに関する方向性や計画等を討議・決定する機関です。

委員会を四半期に1回開催して定期的に方向性の討議や活動の評価等を行うほか、必要に応じて、体制整備や推進計画の更新を行います。

委員会メンバーは関係する本部の役員、部長で構成されています。

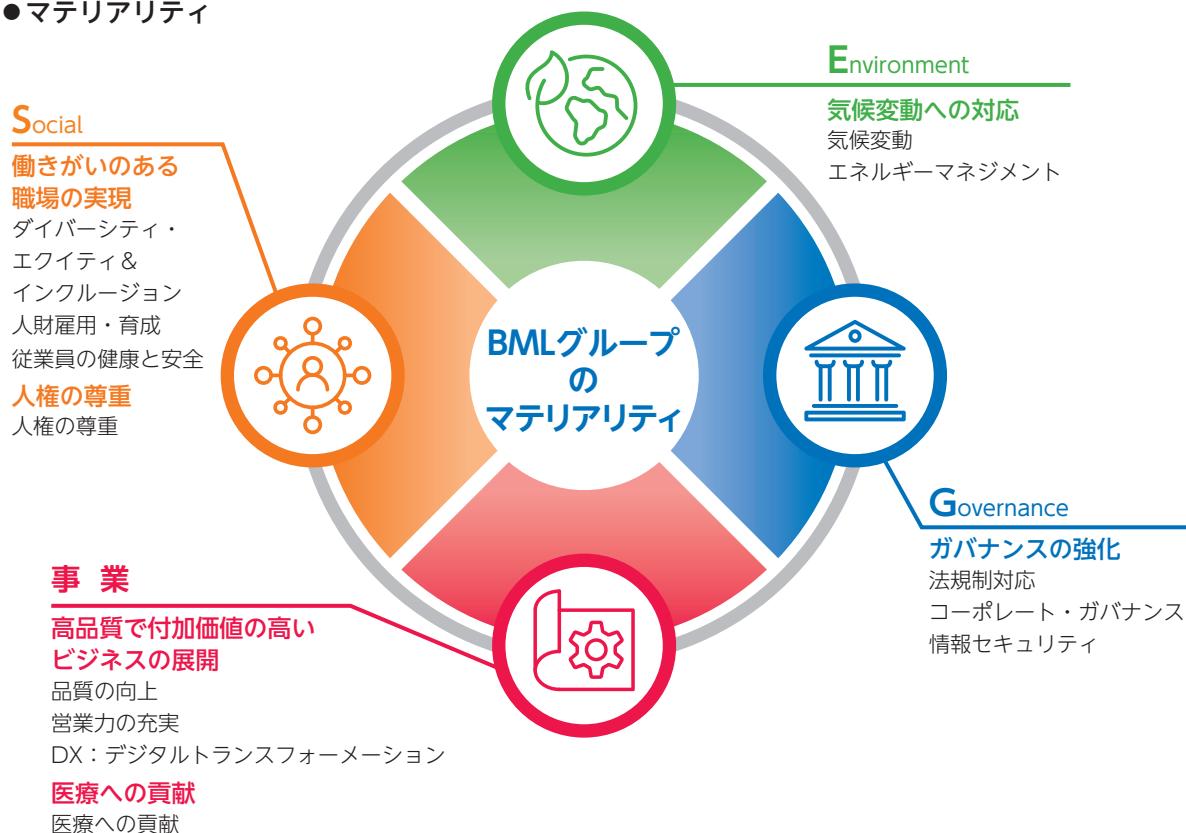


マテリアリティの特定

BMLグループでは2022年、社会とともに持続的な成長を遂げるため、6分類13個の重要課題（マテリアリティ）を特定しました。各マテリアリティテーマには目標を設定し、進捗状況の確認を行っています。

今後もステークホルダーの皆さまとの対話を尊重しながら、事業を通じて社会課題の解決に取り組み、企業価値の向上と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

●マテリアリティ



カーボンニュートラルに向けた中長期目標

BMLグループでは、急速に進む気候変動や生態系の変化などを代表する「環境課題」への取り組みを重要な経営課題と位置付けています。

この度、2030年までの中期目標『Scope1+2の25%削減』（2021年度比）を設定し、さらに中期目標の達成に向けた「ロードマップ」を策定しました。

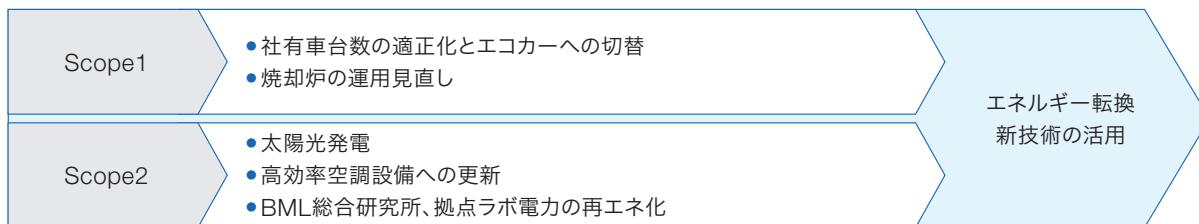
事業規模から当グループ内でCO2をより多く排出しているBML総合研究所を中心に、燃料と電力の見直しと新たな技術の活用を積極的に行い、一つ一つのテーマに着実に取り組んでまいります。

また、Scope3の削減についてはサプライチェーンとの協働が重要であるとの認識より、サプライチェーンマネジメント体制を強化し、お取引先様と連携の上、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを進めてまいります。

環境課題の取り組みの中期目標とロードマップ



FY2030



* Scope3は算定開示から実施し、目標を検討中

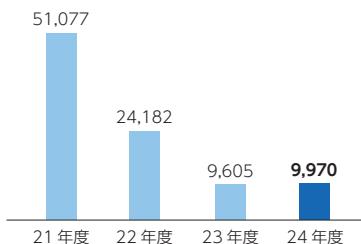
(5) 財産および損益の状況

区 分		2021年度 第67期	2022年度 第68期	2023年度 第69期	2024年度 第70期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	186,067	159,462	137,964	143,191
経常利益	(百万円)	51,077	24,182	9,605	9,970
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	33,741	15,578	6,034	6,263
1株当たり当期純利益	(円)	833.24	395.84	154.81	160.62
純資産	(百万円)	121,684	126,751	130,140	133,772
1株当たり純資産	(円)	2,909.29	3,138.63	3,228.06	3,316.84
総資産	(百万円)	179,200	168,943	170,991	177,507

■ 売上高 (百万円)



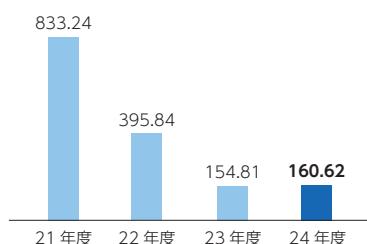
■ 経常利益 (百万円)



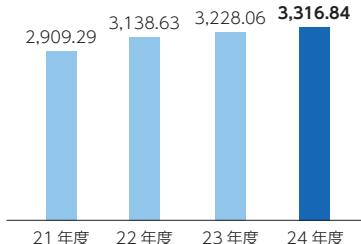
■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 1株当たり純資産 (円)



■ 純資産／総資産 (百万円)



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
(株)第一岸本臨床検査センター	100	100.0	臨床検査の受託業務
(株)オー・ピー・エル	98	51.0	臨床検査の受託業務
(株)岡山医学検査センター	49	100.0	臨床検査の受託業務および調剤薬局事業
(株)松戸メディカルラボラトリー	30	97.0	臨床検査の受託業務
(株)日研医学	25	100.0	臨床検査の受託業務
(株)ピーシーエルジャパン	20	100.0	病理・細胞診検査
(株)ジャパングリニカルサービス	20	100.0	臨床検査検体の受付および検査受付入力業務
(株)盛岡臨床検査センター	10	66.3	臨床検査の受託業務
(株)BMLメディカルワークス	10	100.0	検査用容器の製造等
(株)東海細胞研究所	10	100.0	病理・細胞診検査
(株)BMLライフサイエンス・ホールディングス	100	100.0	食品衛生検査、バイオリフサイエンスに関する事業およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
(株)BMLフード・サイエンス	100	※注2 100.0 (100.0)	食品衛生検査事業
(株)アレグロ	30	※注2 100.0 (100.0)	治験実施機関支援業務

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
(株)九州オープンラボトリーズ	50	66.0	臨床検査の受託業務およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
微研(株)	90	※注3 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株) Q C L	10	※注3 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株) ラボテック	10	※注4 100.0 (51.0)	臨床検査の受託業務

- (注) 1. 議決権比率欄の（）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
 2. 当社の子会社である(株)BMLライフサイエンス・ホールディングスが100%所有しております。
 3. 当社の子会社である(株)九州オープンラボトリーズが100%所有しております。
 4. 当社の子会社である(株)九州オープンラボトリーズが51%、当社が49%所有しております。

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、当社の連結子会社でありました(株)協同医学研究所及び(株)リンテックは、2024年8月1日付で当社の連結子会社である(株)Q C L（旧 (株)QOLセントラルラボトリーズ）に吸収合併され消滅会社となったため、連結の範囲より除外しております。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は143,191百万円（前期比3.8%増、5,226百万円増）、営業利益は9,364百万円（前期比2.1%増、196百万円増）、経常利益は9,970百万円（前期比3.8%増、365百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,263百万円（前期比3.8%増、229百万円増）であります。

④ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業部門	事業内容
検査事業	・臨床検体検査、食品衛生検査の受託業務 ・臨床検査試薬および検査用容器の製造販売
医療情報システム事業	・電子カルテ等の情報処理機器および医療関連ソフトウェアの開発、製造および販売
その他事業	・調剤薬局事業 ・治験実施機関支援業務

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

営業所：東京営業所（東京都杉並区）、札幌営業所（北海道札幌市）
 仙台営業所（宮城県仙台市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）
 大阪営業所（大阪府茨木市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
 検査施設：BML総合研究所（埼玉県川越市）、BML品川（東京都品川区）
 BML名古屋（愛知県名古屋市）、BML北陸（富山県富山市）

(9) 企業集団の使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減数
4,558名	45名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者年間平均4,492名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残額
(株) りそな銀行	400百万円
(株) 三井住友銀行	200百万円
(株) 三菱UFJ銀行	150百万円
(株) みずほ銀行	100百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 39,006,609株 (自己株式 3,287,817株除く)
- (3) 株 主 数 13,462名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
(株) ビーエムエル企画	10,154	26.03
近藤 健 介	3,532	9.05
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,105	7.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,141	2.92
JP MORGAN CHASE BANK 385632	884	2.26
第一生命保険(株)	878	2.25
(有) エステート興業	779	1.99
福田 眞 由 美	768	1.97
(有) マトバリース	762	1.95
島 野 瑠 美	755	1.93

- (注) 1. 当社は、自己株式3,287,817株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式は、全て信託業務に係わる株式であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は年額50百万円以内とし、この払込みにより交付される当社の普通株式の総数は年20,000株以内としております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	10,899	6
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行決議の日	2008年9月29日	2009年9月24日	2010年9月30日
保有人数及び 新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	— —	— —	1名 3個 — —
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	—	—	600株
権利行使期間	2008年10月18日から 2028年6月27日まで	2009年10月15日から 2029年9月30日まで	2010年10月20日から 2030年9月30日まで
新株予約権の発行 価額(1個当たり)	147,000円	217,200円	174,800円
権利行使時の払込 金額(1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の 主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)
発行決議の日	2011年9月29日	2012年10月29日	2013年9月24日
保有人数及び 新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	1名 4個 — —	2名 9個 — —	2名 6個 — —
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	800株	1,800株	1,200株
権利行使期間	2011年10月19日から 2031年9月30日まで	2012年11月17日から 2032年10月31日まで	2013年10月12日から 2033年9月30日まで
新株予約権の発行 価額(1個当たり)	167,300円	171,200円	296,200円
権利行使時の払込 金額(1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の 主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

発行決議の日	2014年9月29日	2015年9月28日	2016年11月8日
保有人数及び 新株予約権の数 当社取締役役 (社外取締役除く) 当社監査役	2名 7個 — —	2名 8個 — —	4名 8個 — —
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	1,400株	1,600株	1,600株
権利行使期間	2014年10月16日から 2034年9月30日まで	2015年10月16日から 2035年9月30日まで	2016年11月29日から 2036年10月31日まで
新株予約権の発行 価額 (1個当たり)	256,300円	294,300円	462,400円
権利行使時の払込 金額 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の 主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(別記) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	近 藤 健 介	株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長 株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長 株式会社ジャパングリニカルサービス代表取締役会長 株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長 有限会社エステート興業代表取締役社長
代表取締役副社長	荒 井 信 貴	BML検査本部担当兼管理本部担当兼先端技術開発本部担当 兼BML総合研究所長兼海外事業室長
代 表 取 締 役	武 部 憲 尚	企画本部長兼営業本部担当
取 締 役	大 澤 英 明	営業本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長
取 締 役	柴 田 健 治	BML検査本部長兼検査企画部長兼総研第二検査部長 兼総研第四検査部長
取 締 役	山 下 祐 二	システム本部長
取 締 役	寄 高 由 季 子	株式会社日本総合研究所取締役兼専務執行役員 株式会社日本総研ホールディングス取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員
取 締 役	新 井 龍 晴	
取 締 役	大 澤 茂	
常 勤 監 査 役	森 下 健 一	一般財団法人近藤記念医学財団監事
監 査 役	徳尾野 信 成	徳尾野信成税理士事務所長 株式会社東天紅社外監査役 株式会社システナ社外監査役
監 査 役	出 縄 正 人	スプリング法律事務所エグゼクティブアドバイザー 日本プライムリアルティ投資法人監督役員 イチカワ株式会社社外監査役 最高裁判所災害補償審査委員会委員

- (注) 1. 取締役寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役徳尾野信成氏および出縄正人氏は、社外監査役であります。
3. 取締役寄高由季子氏、新井龍晴氏、大澤茂氏、監査役徳尾野信成氏および出縄正人氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役徳尾野信成氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役出縄正人氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 補欠監査役として、野原俊介氏を選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 報酬等に係る方針の決定

当社は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会の決議により、取締役および執行役員(以下、取締役等)の報酬の内容に係る方針を定めています。指名・報酬委員会の委員は、当社代表取締役2名、社外取締役3名の計5名です。

2) 報酬等に係る方針の内容

指名・報酬委員会においては、役員報酬体系を検討し、取締役等の報酬の公平性・客観性を確保するため、当社と同規模の国内上場企業の役員報酬との比較検討を行いながら、以下の3つの体系で報酬を構成しています。

i) 月額報酬

ii) 役員賞与(短期インセンティブ)

iii) 譲渡制限付株式報酬(長期インセンティブ)

i)~iii)のうち、ii)については、各年度の業績に対する指標(KPI)、各担当の職務遂行結果等を総合的に勘案して決定することとしています。なお、各役位における役割責任及び業績責任を踏まえ、上位役位ほど報酬の業績連動性を高めています。

業務執行から独立した立場である社外取締役については、その独立性を尊重する観点から、長期・短期インセンティブの対象外としています。

監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役会で決定しています。

金銭報酬		株式報酬
Base (基本報酬) ・月額報酬	STI (短期インセンティブ) ・役員賞与	LTI (長期インセンティブ) ・株式報酬

3)社内取締役・執行役員の報酬等に係る方針の具体的な内容

i) 月額報酬と役員賞与の割合

各役員における役割責任及び業績責任に応じ、上位役員ほど報酬の業績連動性を高めており、役員毎に月額報酬と役員賞与の割合を変動させ、比率は以下のとおりとしています。

月額報酬：賞与 = 5.8：4.2～8.5：1.5

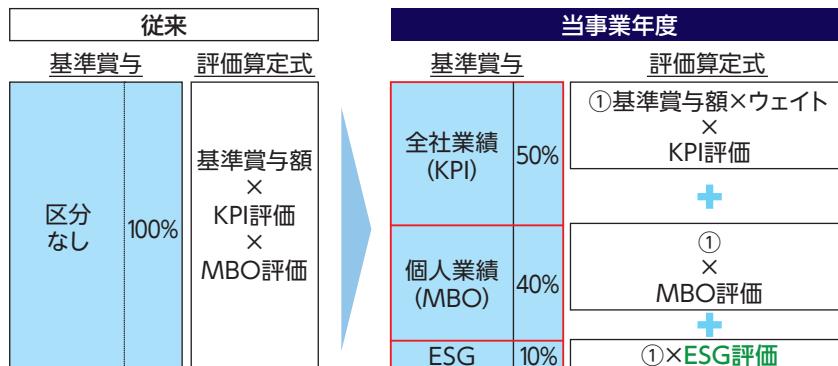
ii) 株式報酬の割合

各役員に応じ、報酬総額に占める割合を上限2割としています。

役職	固定			変動	
	月額報酬	株式報酬	賞与	レンジ	
上位	60%	5%	40%	0.20~5.00	以下の評価に応じて決定 ①業績連動指数 (KPI) ②マネジメント評価
┆	┆	┆	┆		
下位	88%	20%	12%	0.64~1.44	

iii) 役員賞与の算定方法

当事業年度より、評価項目にESG評価を新たに加え、基準賞与額に業績連動、マネジメント評価、ESG評価の3項目の項目別ウェイトを設定。3項目の評価を加味した賞与基準額に、以下(エ)(オ)の要素を加味し決定しております。



- (ア)業績連動・・・年度計画に対する売上高と営業利益の達成率を指数化し、役員毎に定める基準賞与額を上限5.0倍～下限0.2倍のレンジで変動させ、役位が高いほど業績連動性を高めています。
- (イ)マネジメント評価・・・代表取締役社長を除く社内取締役・執行役員が、事業年度毎に定める目標の達成度を代表取締役社長が評価し、基準賞与額に対し加減算しています。
- (ウ)ESG評価・・・当事業年度は、全社評価での短期インセンティブ評価項目として、4項目を設定し、目標に対する達成率で基準賞与額に対し加減算しています。
- (エ)功績・・・事業年度において著しい功績を挙げた取締役等に対し加算しています。
- (オ)重大事象・・・事業年度の経営に重大な影響を与えた取締役等に対し減算しています。
- iv) 取締役等の報酬方針の決定
- 取締役会においては、指名・報酬委員会にて審議された役員報酬体系等を確認したうえで、当該年度の役員賞与および次年度の役員報酬方針について決議を行っています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給与は含まれない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち、社外取締役は0名）です。また別枠として2006年6月29日開催の第51回定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。これらに加えて、2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

監査役の報酬限度額は、1990年8月27日第35回開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬額の具体的な算出に係る委任決議を受けた、代表取締役社長近藤健介が最終的に決定しております。

取締役の個人別の報酬額の内容の決定に当たっては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が、代表取締役社長の作成する原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。指名・報酬委員会が原案に対して審議を行ったうえで取締役会へ答申し、取締役会において役員報酬に関する方針を決定していることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責や担当領域の評価を行うには最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定する際は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を得た上で行っております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	231 (18)	156 (18)	68 (-)	7 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	21 (8)	21 (8)	-	-	3 (2)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
なお譲渡制限付株式報酬の当期の付与総額は、当社の取締役と執行役員あわせて16名に対し68百万円でした。

⑤ 業績連動報酬に関する事項

当社は月額固定報酬に加えて、業績と企業価値の向上に向けた各取締役の取り組みへのインセンティブとして、業績連動報酬を導入しております。業績連動報酬の算定の基礎としては、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合により報酬額を算定しております。当該指標を選定した理由は、当期の業務遂行の成果を総合的かつ客観的に示しており、業績成長の達成度を重視する観点からも妥当であると判断したためであります。

当事業年度を含む売上高等の推移は、1. (5) 財産および損益の状況に記載のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しており、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合をもとに、報酬額を算定しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

5. 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先	主な活動状況
取締役	寄高由季子	株式会社日本総合研究所取締役兼専務執行役員 株式会社日本総研ホールディングス取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に金融分野と人事分野を経験された視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	新井 龍晴	—	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、主に企業経営を経験された経営者の視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	大澤 茂	—	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、主に金融分野と建設分野を経験された視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
監査役	徳尾野信成	徳尾野信成税理士事務所社長 株式会社東天紅社外監査役 株式会社システナ社外監査役	当事業年度開催の取締役会16回全ておよび監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から当社の経理業務全般に関して発言を行っております。
監査役	出縄 正人	スプリング法律事務所エグゼクティブアドバイザー 日本プライムリアルティ投資法人監督役員 イチカワ株式会社社外監査役 最高裁判所災害補償審査委員会委員	当事業年度開催の取締役会16回中15回および監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営全般に係る法的リスクに関して発言を行っております。

(注) 当社は、取締役寄高由季子氏、監査役徳尾野信成氏および監査役出縄正人氏が兼職している他の法人等との間に、重要な関係はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額 57百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

57百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	102,259	流動負債	37,595
現金及び預金	67,562	支払手形及び買掛金	19,714
受取手形及び売掛金	26,824	リース債務	1,630
商品及び製品	252	未払法人税等	1,974
仕掛品	749	賞与引当金	3,667
原材料及び貯蔵品	3,681	未払金	8,235
その他の	3,213	その他	2,374
貸倒引当金	△23		
固定資産	75,247	固定負債	6,138
有形固定資産	62,489	リース債務	3,659
建物及び構築物	29,312	役員退職慰労引当金	190
土地	16,919	退職給付に係る負債	1,775
リース資産	4,672	その他	513
建設仮勘定	3,270		
その他	8,314	負債合計	43,734
無形固定資産	4,987	(純資産の部)	
その他	4,987	株主資本	127,016
		資本金	6,045
投資その他の資産	7,771	資本剰余金	6,659
投資有価証券	3,127	利益剰余金	122,484
繰延税金資産	1,087	自己株式	△8,173
その他	3,627	その他の包括利益累計額	2,362
貸倒引当金	△72	その他有価証券評価差額金	577
		退職給付に係る調整累計額	1,784
資産合計	177,507	新株予約権	23
		非支配株主持分	4,370
		純資産合計	133,772
		負債純資産合計	177,507

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売上高	143,191
売上原価	97,329
売上総利益	45,861
販売費及び一般管理費	36,497
営業利益	9,364
営業外収益	290
受取配当金	52
不動産賃借収入	155
補助金の収入	277
その他	776
営業外費用	118
支払不動産賃借原	30
支不動産の	21
その他	170
経常利益	9,970
特別利益	2
固定資産売却益	2
特別損失	289
固定資産除却	10
その他	299
税金等調整前当期純利益	9,673
法人税、住民税及び事業税	3,187
法人税等調整額	△23
当期純利益	6,509
非支配株主に帰属する当期純利益	245
親会社株主に帰属する当期純利益	6,263

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

科 目		金 額	金 額
		百万円	百万円
売 上	高 価		117,420
売 上 原 価			82,934
売 上 総 利 益			34,485
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			29,674
営 業 外 収 益			4,811
受 取 利 息		27	
受 取 配 当 金		2,473	
不 動 産 賃 貸 料		519	
そ の 他		472	3,491
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		124	
不 動 産 賃 貸 原 価		324	
そ の 他		9	458
経 常 利 益			7,844
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		1	1
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		54	54
税 引 前 当 期 純 利 益			7,792
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,793	
法 人 税 等 調 整 額		28	1,821
当 期 純 利 益			5,970

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 勇 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社ビー・エム・エル 監査役会

常勤監査役 森 下 健 一 ㊟

社外監査役 徳尾野 信 成 ㊟

社外監査役 出 縄 正 人 ㊟

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 勇 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方法、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社ビー・エム・エル 監査役会
 常勤監査役 森 下 健 一 ㊟
 社外監査役 徳尾野 信 成 ㊟
 社外監査役 出 縄 正 人 ㊟

以 上

トピックス

BMLグループの新棟稼働について

BMLグループでは将来の成長に向けて投資を行っており、BML総合研究所の他、病理学的検査の(株)ピーシーエルジャパン、食品衛生事業の(株)BMLフード・サイエンスにおいて新棟を建設して稼働を開始しました。ここではBML総合研究所新棟についてご紹介いたします。

BML総合研究所新棟の概要



新棟外観

【概要】

- ・場所 埼玉県川越市
- ・竣工 2024年8月
- ・稼働 2025年1月
- ・構造 6階建（鉄筋コンクリート+鉄骨造）
- ・延べ床面積 17,734㎡
- ・BCP対策 免震構造・非常用発電機
上水・純水タンク
- ・環境負荷軽減 太陽光発電設備

新棟	階	次世代構想
緊急・研修	6F	・教育研修ラボ
機器分析 安全性試験	5F	・分析法の至適再構成 ・老朽化更新
RIA関連検査	4F	・RI関連設備の更新
細菌検査課	4F 3F	・次世代細菌室
血液学課	2F	・次世代ヘマトロジー

BML総合研究所新棟の検査室紹介

【2F】次世代ヘマトロジー

- ◆装置1ライン工程完了とすることで省スペースと効率化による能力アップを実現
- ◆独自のAGV自動搬送システムによる検査運転で省人化を実現

目的	実施事項	効果
生産性の向上	・最新装置の導入 ・BML独自のAGV自動搬送システムによる検査運転の省人化	・省スペース 35%減
		・現状の1.2倍の能力アップ 43,000件/日 ・最大1.5倍まで拡大可能 55,000件/日 ・コスト削減（試薬・人件費）
顧客サービス向上	・自動再検査システムの導入	・再検査血液像の翌日報告率の向上



検査室内のAGV

【3F、4F】次世代細菌室

◆既成の分析装置と独自の自動搬送ライン（新技術）を組み合わせることにより高効率検査及び報告時間短縮による医療への貢献を実現

目的	実施事項	効果
生産性の向上	・新一般細菌同定感受性搬送システムの導入	・現状の1.2倍の能力アップ 10,880件/日 ・延べ検査工程の短縮 5時間
顧客サービス向上	・新搬送システムに搭載する新感受性プレートを導入	・耐性菌報告及び血液培養同定感受性報告の短縮 1日



鏡検音声入力システム

【6F】教育研修ラボ

◆標準化配備する機器と標準化技術を習得したスタッフの全国配置の実現

目的	実施事項	効果
全国ラボ標準工程の作成	・標準機器の検査プロトコルの作成 ・SOPの規定	・全国統一の検査精度の提供 ・全国ラボの補完性の向上
標準工程の教育	・標準化SOPによる検査員の教育 ・新人研修	・検査員のレベル向上 ・スタッフのフレキシブルなラボ配置



OJT研修

【AGV搬送】

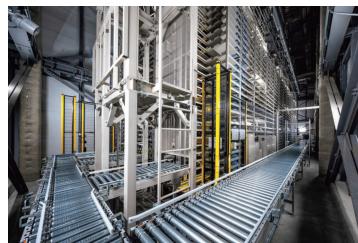
◆AGVにより検査棟内の検体物流を無人化



検体を自動搬送するAGV

【新検体管理棟】

◆温度管理された自動検体入排出庫



新検体管理システム

株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル 南館4階 錦

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

電話：03-3344-0111（代表）

京王プラザホテル



交通機関のご案内

JR・京王線・
小田急線・
東京メトロ丸ノ内線・
都営新宿線

「新宿駅(西口)」

徒歩5分

東京メトロ丸ノ内線

「西新宿駅」

徒歩5分

都営大江戸線

「都庁前駅」

B1出口すぐ



車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。

ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。

株式会社ビー・エム・エル

電話：03-3350-0111（代表）（土日祝日を除く9：00～17：30）

